

埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園ネーミングライツ公募事務委託 仕様書

1 業務目的

埼玉スタジアム2002公園、熊谷スポーツ文化公園及び両公園に所在する公園施設（埼玉スタジアム2002、熊谷ラグビー場、熊谷陸上競技場、彩の国くまがやドーム等）やエリアのネーミングライツ導入に係る支援業務を目的とする。

2 業務内容

（1）国内市場調査

埼玉スタジアム2002（サッカースタジアム）、熊谷ラグビー場（ラグビースタジアム）、熊谷陸上競技場（第1種公認陸上競技場）、彩の国くまがやドーム（多目的運動場と体育館の併設）について、国内の同規模同種施設のネーミングライツ導入状況（施設名、愛称、ネーミングライツ企業、導入経緯、導入時期、契約期間、契約金額、その他付帯情報）を調査し、取りまとめて委託者に書面で報告すること。なお、非公開情報についても、可能な限り調査を進めること。また、調査対象施設が少ないと委託者が判断した場合は、追加調査を行い、改めて報告すること。

（2）海外市場調査

埼玉スタジアム2002、熊谷ラグビー場について、海外の同規模同種施設のネーミングライツ導入状況（施設名、愛称、ネーミングライツ企業、契約期間、金額、その他付帯情報）を調査し、取りまとめて委託者に書面で報告すること。なお、非公開情報についても、可能な限り調査を進めること。また、調査対象施設が少ないと委託者が判断した場合は、追加調査を行い、改めて報告すること。

（3）国内海外サウンディング調査

両公園のネーミングライツに対する市場の関心度合を図るため、サウンディング調査を行い、その結果を取りまとめて委託者に書面で報告すること。なお、調査企業数はそれぞれ国内20社以上、海外10社以上を対象とし、海外については、グローバル本社への調査を原則とする。また、調査対象企業の絞り込み及び調査内容は、本業務の目的を踏まえて委託者と受託者が協議の上、委託者が決定する。

（4）マネタイズエリア調査

両公園について、園内のすべての施設、エリアについて、ネーミングライツの市場価値を算定し、その根拠と結果を取りまとめて委託者に書面で報告すること。

（5）メディアバリュー調査

埼玉スタジアム2002、熊谷ラグビー場について、令和8年4月1日時点における過去3年のメディア露出状況及び広告換算価値を調査した上で、ネーミングライツ導入時のPRポイントであるメディアバリューを算出し、取りまとめて委託者に書面で報告すること。なお、調査対象のメディアはテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットメディア、その他委託者が必要と認めるメディアとする。

（6）公募の組み合わせ

前記（１）～（５）を踏まえて、両公園の名称、個々の施設、エリアごとにそれぞれ公募することの適否を検討し、最適な公募の組み合わせをその根拠とともに委託者に提案すること。

（７）希望契約額設定

前記（１）～（６）を踏まえて、公募項目ごとの契約希望金額（最低金額及び希望金額）を、その根拠とともに委託者に提案すること。

（８）有力ステークホルダー事前説明支援

両公園のネーミングライツ公募開前の有力ステークホルダーとの各種調整について、委託者の支援を行うこと。具体的には、参考資料の作成や委託者による各ステークホルダーへの説明時の補足説明（対面及び書面）、議事録作成及び取りまとめ報告書の提出が想定される。特に、埼玉スタジアム２００２、熊谷ラグビー場、熊谷陸上競技場については、ホームとするプロスポーツチーム運営主やサッカー、ラグビーの日本代表チーム運営主体、プロリーグ運営主体、各競技団体等に対する丁寧かつ慎重な対応が求められることに留意すること。なお、有力ステークホルダーへの説明時には、委託者の指示により同席すること。

（９）募要項作成支援（英語版作成を含む）

前記（１）～（８）を踏まえて、ネーミングライツ公募に必要な募集要項について、委託者と協議の上、案を作成し提案すること。また、要項が定まり次第、委託者の指示により英語版を作成すること。

（１０）セールスツール作成（一部英語版含む）

前記（１）～（９）を踏まえて、両公園のネーミングライツ公募をPRするためのセールスツールを作成すること。分量は、各施設A4横12ページ以上を原則とし、同量にて英語版も作成すること。

（１１）公募事務支援

前記（１）～（１０）を踏まえて実施するネーミングライツ公募に際し、海外企業からの問い合わせや応募については、別途、委託者の指示により当該企業の対応窓口（翌営業日までに返信可能な専用メールアドレス）を設定し、当該企業と委託者の仲介及び調整を行うこと。なお、本仲介及び調整は本委託業務の契約期間中、継続して行い、打ち合わせや両公園の視察等の際は必ず同席すること。

（１２）説明会及び視察支援

前記（１１）の公募に際し、委託者が実施する説明会及び両公園の現地視察会の支援を行うこと。具体的には、参考資料の作成や説明会及び視察会での補足説明（対面及び書面）が想定される。なお、説明会及び視察には必ず同席すること。

（１３）国内海外有力企業へのアプローチ

前記（１）～（１２）を踏まえて、国内海外の有力企業に応募を働き掛け、その結果を取りまとめて、委託者に書面で報告すること。報告する内容は委託者の指示による。なお、アプローチ企業数は国内20社、海外10社を対象とし、海外についてはグロー

バル本社またはこれに相当する拠点へのアプローチを原則とする。ただし、対面による訪問は必須ではない。また、調査対象企業の絞り込みは、本業務の目的を踏まえて委託者と受託者が協議の上、委託者が決定する。なお、(3)により公募への関心が高いと委託者が認めた企業については、重複してもかまわない。

(14) 有力ステークホルダー公募開始後調整支援

両公園のネーミングライツ公募開始後における、有力ステークホルダーとの各種調整について、委託者の支援を行うこと。具体的には、具体的には、参考資料の作成や委託者による各ステークホルダーへの説明時の補足説明（対面及び書面）、議事録作成及び取りまとめ報告書の提出が想定される。なお、有力ステークホルダーへの説明時には、委託者の指示により同席すること。

(15) 審査事務支援

前記(11)の公募による応募書類が出そろった後に実施する審査業務に際して、委託者が行う事務作業について、委託者の指示により支援を行うこと。具体的には、参考資料の作成や審査委員会での補足説明（対面及び書面）が想定される。

(16) その他の事務的支援

前記(1)～(15)のほか、委託者の指示により随時、必要な委託者の支援を行うこと。具体的には、参考資料の作成や委託者の指示による随時の打ち合わせ（対面又はリモート）の実施が想定される。

(17) 成果品及び納品時期

- ア 提出内容 前記(1)～(16)を踏まえた事業報告書
- イ 提出期限 令和9年3月31日
- ウ 提出手法 メールによる電子データの提出。様式は問わない。

3 スケジュール

(1) 契約締結日～公募開始前

2 (1)～(10)の業務

公募開始時期は令和8年8月上旬を目途とし、具体の日時は委託者が指定する。委託者が具体の提案を受ける日程を予め指定した際は、その日程を遵守すること。

(2) 公募開始後～契約終了日

2 (11)～(17)の業務

公募開始時期は令和8年8月上旬を目途とし、具体の日時は委託者が指定する。

4 その他

(1) 成果品に関する権利の帰属

- ア 本県受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する。
- イ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ウ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使

用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

エ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(2) 委託業務実施にあたっての留意事項

ア 委託者は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

イ 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する。

ウ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

エ 委託契約の締結又は履行に当たり、受託者にこの仕様書に定める事項又はこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合、及び業務の実施に関し必要な事項の一切は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

オ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

カ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託計画が解除された後においても同様とする。

キ 受託者は、委託業務の履行に当たり受託者の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ク 受託者は、委託業務の履行に当たり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

ケ 本業務に起因して発生した、受託者と委託者以外の関係者との紛争について、委託者は一切の責任を負わない。本業務の契約期間に関係なく、受託者の責任において解決すること。